

平成30年（行ウ）第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外11名

被告 国（処分行政庁 経済産業大臣）

証拠説明書（9）

令和2年6月22日

大阪地方裁判所 第2民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証（環境アセス関係）】

号証	証拠の標目 作成日 作成者 (いずれも写し)	立証趣旨
甲A 31	株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画計画段階環境配慮書」に対する意見について 平成27年2月23日 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課	計画段階配慮書の手続において、経済産業大臣が、環境大臣からの意見を勘案して意見を述べる際の、経済産業省内部の検討状況等
甲A 32	株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書」に対する通知について 平成27年11月30日 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課	方法書手続において、経済産業大臣が、兵庫県知事意見を勘案して勧告又は意見を述べる際の、経済産業省内部の検討状況等
甲A 33	株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」に対する勧告について 平成30年3月29日 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課	準備書手続において、経済産業大臣が、兵庫県知事意見を勘案し、環境大臣意見を聞いて勧告を行う際の、経済産業省内部の検討状況等

甲A第34号証（枝番号は下記一覧の通り）

【証拠の標目】神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画 環境影響評価書（写し）

【作成日】平成30年5月

【作成者】株式会社コベルコパワー神戸第二

※ただし、甲A第34の11の3号証、甲A第34の11の4号証のみ、甲18・甲16としてそれぞれ提出済みのため、同社作成の表紙に、原告ら訴訟代理人においてそれらの証拠が対応する旨を記入した。

【立証趣旨】株式会社コベルコパワー神戸第二（株式会社神戸製鋼所から会社分割により地位を承継）が作成した環境影響評価書の内容等。
各枝番ないし枝番に対応する内容の証拠の評価書中での内容は下記「当該部分の内容」のとおり。

号 証	当該部分の内容	備考
甲 A 第 3 4 の 1 号証	表紙及び目次	
甲 A 第 3 4 の 2 号証	第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
甲 A 第 3 4 の 3 号証	第 2 章 対象事業の目的及び内容	
甲 A 第 3 4 の 4 の 1 号証	第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 表紙	
甲 A 第 3 4 の 4 の 2 号証	第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況	
甲 A 第 3 4 の 4 の 3 号証	第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.1 人口及び産業の状況	
甲 A 第 3 4 の 4 の 4 号証	第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.4 交通の状況	
甲 A 第 3 4 の 4 の 5 号証	第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	
甲 A 第 3 4 の 4 の 6 号証	第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 社会的状況 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	
甲 A 第 3 4 の 5 の 1 号証	第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 表紙	
甲 A 第 3 4 の 5 の 2 号証	第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 4.1 計画段階配慮事項の選定	
甲 A 第 3 4 の 5 の 3 号証	第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 4.2 調査、予測及び評価の手法の選定及び理由	
甲 A 第 3 4 の 5 の 4 号証	第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 4.3 調査、予測及び評価の結果 4.3.1 大気質（硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質）	
甲 A 第 3 4 の 5 の 5 号証	第 4 章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 4.4 総合評価	

甲A第34の6号証	第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	
甲A第34の7号証	第6章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解	
甲A第34の8号証	第7章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	
甲A第34の9号証	第8章 方法書についての意見と事業者の見解	
甲A第34の10号証	第10章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
甲A第34の11の1号証	第12章 環境影響評価の結果 12.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 表紙	
甲A第34の11の2号証	第12章 環境影響評価の結果 12.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 12.1.1 大気環境	
甲A第34の11の3号証	(甲A18を参照) 第12章 環境影響評価の結果 12.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 12.1.9 温室効果ガス等	この章の部分は、甲A18として提出済みであるため、表紙のみ提出
甲A第34の11の4号証	(甲A第16号証を参照) 第12章 環境影響評価の結果 12.2 環境の保全のための措置	この章の部分は、甲A16として提出済みであるため、表紙のみ提出
甲A第34の11の5号証	第12章 環境影響評価の結果 12.4 環境影響の総合的な評価	一部を、甲A20として提出済み。
甲A第34の12号証	第13章 準備書についての意見と事業者の見解	一部を、甲A29として提出済み。
甲A第34の13号証	第14章 準備書に対する経済産業大臣の勧告	

【甲B号証（大気汚染関係）】

号証	証拠の標目 作成日 作成者 (いずれも写し)	立証趣旨
甲B 23の1	Overview of How Emissions from Coal-Fired Power Plants Are Regulated in the United States and the European Union 2020. 6. 19 Mark Chernaik	「石炭火力発電所からの排出がアメリカ合衆国や欧州連合においてどのように規制されているかについての概観」により、日本の石炭火力発電所設置に関する手続が国民の健康を守る点で重大な欠陥を抱えていること。
甲B 23の2	上記の翻訳 令和2年6月20日 弁護士池田直樹	同
甲B 24の1	Air Quality and Toxics Impact of Proposed Kobelco Coa-Fired Power Plant 2020. 6 Lauri Millyvirta	被告神戸製鋼の既設発電所、製鉄所及び新設発電所からのSO ₂ , NO ₂ , PM及びPM _{2.5} 並びに水銀等の重金属がもたらす原告らの地域環境への影響について、CALPUFFモデル等を用いて、過去、現在、将来にわたる予測を行い、被告神戸製鋼のアセスメント結果との違いについても分析したもの
甲B 24の2	上記の翻訳 令和2年6月21日 弁護士浅岡美恵	同

【甲C号証（温暖化関係）】

号証	証拠の標目 作成日 作成者 (いずれも写し)	立証趣旨
甲C 101 の1	豪雨も猛暑も、地球温暖化が進む限り増え続けるという現実に目を向けよう 2018. 7. 24 江守正多	2018年の豪雨と猛暑を受けて、国立閑居研究所地球環境研究センター・副センター長の江守正多氏作成のコラム記事。Yahooニュースに掲載されている。地球温暖化が人間活動によること、極端な気象現象は温暖化が嵩上げたものであり、温暖化が進み続ける限り、より頻繁になり、防雨も猛暑も増え続けることを、わかりやすく一般人に開設した記事。
甲C 101 の2	豪雨も猛暑も、地球温暖化が進む限り増え続けるという現実に目を向けよう(続編；ではどうすればよいか) 2018. 7. 24 江守正多	甲C101記事の続編。異常気象の頻度や激しさが増し、記録が塗り替えられていく現実に、日本社会が対応すべき適応策及び危機を認識し、脱炭素への取組の必要性を指摘した記事。

【甲D号証（その他）】

号証	証拠の標目 作成日 作成者 (いずれも写し)	立証趣旨
甲D 10	2012年以降の石炭火力発電 所建設計画の状況一覧 気候ネットワーク 2020年6月3日	先進国の中で唯一50もの新規石炭火力発電所 計画があり、PM2.5をはじめとする環境規制が十 分に機能しておらず、その総体的なリスクも何ら 評価されないまま計画が進められてきたこと

以上